

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

## 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定によると、町議会は、このとおり昭和三十六年十二月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石破二朗

○公 告

国有財産の公用廢止  
土地改良区の設立認可  
土地改良事業の認可  
土地改良事業計画書の縦覽  
昭和三十六年度第四次二等陸士、二等海士、二等空士の採用試験の実施  
毒物劇物取扱者試験の実施

申請人の住所氏名  
道路の位置の指定場所

鳥取市浜坂四六四 上根敏子

六六六  
二七五  
ののの  
———  
ののの  
———  
部都部

道路の幅員及び延長

0033

3 昭和37年1月16日 火曜日 鳥取県公報 第3291号

(第3種郵便物  
記)

鳥取県告示第二十二号  
 次の土地は、昭和三十七年一月九日から公用を廢止した。  
 場所 地目又は品目 面積又は数量(坪)  
 番号二地先 烏取市西品治字高瀬一九二 一 水路敷 七、〇一

鳥取県告示第二十三号  
 次の土地は、昭和三十七年一月九日から公用を廢止した。  
 場所 地目又は品目 面積又は数量(坪)  
 番号二地先 烏取市西品治字高瀬一九二 一 水路敷 七、〇一

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条  
 条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

岩美郡福部村大字湯山字赤坂二・〇八三所在の森林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 観光施設敷地とするため

申請者 福部村長

鳥取県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条

条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

同 所

関係図面は土木部管理課に保管

道路敷

八、五三

鳥取県告示第二十四号

昭和三十六年十月十六日付けで米子市夜見町渡辺義正ほか二十七人の者から申請のあつた米子市夜見土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する期間

(一) 土地改良事業計画書の写

二 縦覧の写

(二) 定款の写

00338

昭和37年1月16日 火曜日 鳥取県公報 第3291号

(第3種郵便物  
記)

2

## 鳥取県告示第二十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町豊房字草谷（次の図に示す部分に限る。）

所在の保安林（国有林）

指定の目的 水源かん養

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 認定

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十一号  
 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭郡用瀬町大字用瀬字黄蓮谷一・〇八三ノ一から一・〇八三ノ一六まで所在の保安林

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 用瀬財産区 管理者 用瀬町長

 六六二二のの四三  
 六五のの五四のの三  
 の三の三の三  
 部部部部部

米子市役所

## 鳥取県告示第二十六号

倉吉市服部杉本政雄ほか三十三名から申請のあつた農道事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第八百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八百九十五条の規定により、共同で施行しようとする事業計画及び規約について審査の結果、これを適当と認めたから、同条第四項の規定により次のように土地改良事業計畫等の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計畫の写

(二) 規約の写

## 二 縦覧に供する期間

昭和三十七年一月十六日から二十日間とする。

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

## 鳥取県告示第二十五号

昭和三十六年十月二十三日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（暗渠排水）については、審査の結果、その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第八百九十五号）第八百四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計畫の写を縦覧に供する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧期間

昭和三十七年一月十六日から二十日間とする。

## 二 縦覧場所

東伯郡羽合町羽合土地改良区事務所

## 三 縦覧期間

昭和三十七年一月十六日から二十日間とする。

## 四 縦覧場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧期間

昭和三十七年一月十六日

## 二 縦覧場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 三 縦覧期間

昭和三十七年一月十六日

## 鳥取県告示第二十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第

百十七条第一項及び第一百八十八条の規定により、昭和三十

六年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試

験の日時及び場所を次のとおり定めたので告示する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 日時及び場所

昭和三十七年 午前八時三十分から

上道港市 境公民館

根雨公会堂

米子市 三柳隊 米子駆とん部

倉吉市 吉田町 校舎

原一丁目 中央児童相談所

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一期日及び場所

昭和三十七年二月二十日（火曜日）午前十時から午後三時まで

倉吉市広瀬町 鳥取県倉吉保健所

## 二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

(イ) 毒物及び劇物に関する法規

(ロ) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

(ハ) ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。

## 公 告

00341

5 昭和三十七年1月16日 火曜日 鳥取県公報 第3291号 (第3種郵便物認)

00340

昭和三十七年1月16日 火曜日 鳥取県公報 第3291号 (第3種郵便物認)

農業用のみを受験する者に対する実地試験の毒物及び劇物の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

### 三 受験手続

- 1 履歴書
- 2 戸籍抄本
- 3 写真（申請前六月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形で、台紙にはりつけてないもの）二枚
- 4 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおじ、つんば、盲若しくは色盲の者でないことの証する医師の證明書
- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 6 ヒ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 7 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロボスフェイト及びこれを含有する
- 9 ヘキサエチルテトラボスフェイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルバラニトロフエニルチオボスフェイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルバラニトロフエニルチオボスフェイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルバラニトロフエニルチオノベンゼンボスホネイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 14 二クロロ一四一メチル一六一ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 15 オクタメチルピロボスマミド及びこれを含有する
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオボスフェイド及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 二・四一ジニトロ一六一（一メチルプロピル）一フエノール及びこれを含有する製剤。ただし、二・四トジニトロ一六一（一メチルプロピル）一フエノール2%以下を含有するものを除く。
- 20 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエンジメタノナフタリン及びこれ含有する製剤
- 21 りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキリヒドロメタノベンゾシオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
- 23 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 24 アンモニア水。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。

別記

一 黄りん硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤

二 クラーレ及びその製剤

三 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

00344

昭和37年1月16日 火曜日 鳥取県公報 第3291号 (認)

二十五 塩酸及びその含有物。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

二十六 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

二十七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。

二十八 苛性カリ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

二十九 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

三十 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

三十一 けい弐化水素酸塩類。

三十二 銅塩類。ただし、雷銅を除く。

三十三 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤。

三十四 ニ硫化炭素及びこれを含有する製剤。

三十五 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

三十六 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアル

三十七 デヒド一%以下を含有するものを除く。  
ロテノン及びロテノンを含有する生葉(デリス根・魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。

三十八 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇%以下を含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。

三十九 ブロムメチル。

四十一 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。

四十二 二一イソップルビル一四一メチルピリミジル一六一ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有するものを除く。

## る製剤

四十三 ジクロベンジル酸、その化合物及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。

四十四 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

四十五 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。

四十六 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

四十七 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム五%以下を含有するものを除く。

硫酸タリウム〇・三%以下を含有し黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

四十八 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

四十九 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン五〇%以下を含有するものを除く。

五十 一・四・五・六・七一ペントクロロ一三a・四・七・七a・一テトラヒドロ一(八・八ジクロメタノ)イソinden及びこれを含有する製剤。ただし、イソinden二〇%以下を含有するものを除く。

五十二 ジエチルジメチルホスフエイト及びこれ含有する製剤

六十一 二一四ジニトロ一六一(一メチルプロピル)イソエノール二%以下を含有する製剤

五十三 ジメチル二・二一クロロビニルホスフエイト及びこれを含有する製剤

六十二 エヌ一メチル一ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、エヌ一メチル一ナフチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。

五十四 トリエタノールアシモニウム二・四ジニトロ一六一(一メチルプロピル)イソエノラート及びこれを含有する製剤

六十三 トリブチルすず化合物及びこれを含有する製剤。ただし、二〇%以下の含有製剤を除く。

五十五 ジメチル二・二一トリクロロ一ヒドロキシエチルホスホネイト及びこれを含有する製剤

六十四 エヌ一メチル一ナフチルカルバメート及アクロレイン

五十六 ジエチル一四一クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

六十五 二・三一ジ一(オルトオルトジエチルジチオホスロ)パラジオキサン及びこれを含有する製剤

五十七 ジエチル一二・五一ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

六十六 過酸化尿素製剤のうち医薬品でないものの中含量一七%以下を含有するものを除く。

五十八 ジクロロブチル及びこれを含有する製剤

六十七 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する製剤

五十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤

六十八 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

六十 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエート及びこれを含有する製剤

六十九 ジメチル一四一メチルメルカプト一三一メチルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

七十 エチルエヌ一(ジエチルジチオホスホリールアセチル)一エヌメチルカルバメート及びこれを含有する製剤